

第33回泊地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1. 日 時

令和5年10月10日（火）11:00～11:30

2. 場 所

北海道庁 ※テレビ会議併用

3. 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省、国土交通省、
気象庁、環境省
- (2) 関係自治体等 : 北海道、北海道警察本部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、
羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部
- (3) オブザーバー : 泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、
倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、
北海道電力(株)、東日本高速道路(株)北海道支社
- (4) 庶務 : 内閣府 橘推進官、藪本専門官、岡本専門官、森下担当官、
森園担当官

4. 議 題

- (1) 令和5年度（2023年度）北海道原子力防災総合訓練について
- (2) その他

5. 配布資料

- ・資料 令和5年度（2023年度）北海道原子力防災総合訓練について

6. 概 要

- (1) 令和5年度（2023年度）北海道原子力防災訓練について

○北海道から資料に基づき、令和5年度北海道原子力防災総合訓練の概要として、後志地方において台風による暴風雨が発生している状況下での訓練実施予定との説明があった。また、主な訓練内容として、災害対策本部等運営訓練、オフサイトセンター運営訓練、要配慮者や孤立地域等を想定した住民避難等訓練の実施について説明があった。

○北海道からの説明後、内閣府から、今年度の訓練において台風による暴風雨が発生している状況下だが、緊急事態ごとの警報発令レベルはどのような想定となっているのか質問があり、北海道からは、S Eの段階では大雨

等の警報が発令されている段階、G Eの段階において警報は解除されている想定との回答があった。

- 内閣府から、S Eの段階で台風が直撃しているような状況において、S E要避難者の防護措置はどのように実施するのか質問があり、北海道からは、警報が発令されている間など、台風の影響がある間は屋内退避とし、影響がなくなった段階で避難を実施することを想定していると回答があった。
- 内閣府から、気象災害の場合、各自治体は指定緊急避難場所の開設を行うことになっているのか質問があり、北海道からは、気象災害の場合のみならず、自然災害時には指定緊急避難場所を開設することとしていると回答があった。

以 上